（地方防衛局企画部の所掌事務の特例）

第五条　地方防衛局企画部は、第五条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
令和九年三月三十一日までの間	［略］
［略］	［略］

（沖縄防衛局企画部次長の設置期間の特例）

第六条　沖縄防衛局企画部次長のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（沖縄防衛局調達部次長の設置期間の特例）

第七条　沖縄防衛局調達部次長のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調達調整官の設置期間の特例）

第八条　調達調整官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地方防衛局総務部総務課の所掌事務の特例）

第九条　地方防衛局総務部総務課（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第十条第一項各号に掲げる事務（東北防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部総務課にあっては、同条第二項各号に掲げる事務）のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

（地方防衛局企画部地方調整課の所掌事務の特例）

第十条　地方防衛局企画部地方調整課は、第十五条に規定する事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

2　沖縄防衛局企画部地方調整課は、第十五条第五項及び前項に規定する事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

（沖縄防衛局企画部周辺環境整備課の所掌事務の特例）

第十三条　沖縄防衛局企画部周辺環境整備課は、第十八条第三項に規定する事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する事務をつかさどる。

（地方防衛局企画部の所掌事務の特例）

第五条　［同上］

期間	事務
平成三十九年三月三十一日までの間	［同上］
［同上］	［同上］

（沖縄防衛局企画部次長の設置期間の特例）

第六条　沖縄防衛局企画部次長のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（沖縄防衛局調達部次長の設置期間の特例）

第七条　沖縄防衛局調達部次長のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調達調整官の設置期間の特例）

第八条　調達調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地方防衛局総務部総務課の所掌事務の特例）

第九条　地方防衛局総務部総務課（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第十条第一項各号に掲げる事務（東北防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部総務課にあっては、同条第二項各号に掲げる事務）のほか、平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

（地方防衛局企画部地方調整課の所掌事務の特例）

第十条　地方防衛局企画部地方調整課は、第十五条に規定する事務のほか、平成三十九年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

2　沖縄防衛局企画部地方調整課は、第十五条第五項及び前項に規定する事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

（沖縄防衛局企画部周辺環境整備課の所掌事務の特例）

第十三条　沖縄防衛局企画部周辺環境整備課は、第十八条第三項に規定する事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する事務をつかさどる。